

議案第1号

鳥取県立学校管理規則及び鳥取県立特別支援学校学則の一部改正
について

鳥取県立学校管理規則及び鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正する規則
について、別紙のとおり提出します。

平成24年8月23日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

鳥取県立学校管理規則及び鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正する規則案

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後						改正前							
(通学区域)						(通学区域)							
第4条 学校の通学区域は、県全域とする。ただし、次の各号に掲げる学校及び学科の通学区域は、県全域及び当該各号に定める区域とする。						第4条 学校の通学区域は、県全域とする。ただし、次の各号に掲げる学校及び学科の通学区域は、県全域及び当該各号に定める区域とする。							
(1) 略						(1) 略							
(2) 特別支援学校 <u>(琴の浦高等特別支援学校を除く。)</u> 県外の区域のうち、教育委員会が特別な事情があると認めたと者が居住する区域						(2) 特別支援学校 県外の区域のうち、教育委員会が特別な事情があると認めたと者が居住する区域							
第28条 鳥取盲学校及び <u>琴の浦高等特別支援学校</u> に、寮務主任を置く。						第28条 鳥取盲学校に、寮務主任を置く。							
2・3 略						2・3 略							
別表(第3条関係)						別表(第3条関係)							
1 略						1 略							
2 特別支援学校						2 特別支援学校							
名称	障がい種別	部科名及び学科名		修業年限	収容定員	所在地	名称	障がい種別	部科名及び学科名		修業年限	収容定員	所在地
略													
米子養護学校	知的障がい	小学部		6年		米子市蚊屋343	米子養護学校	知的障がい	小学部		6年		米子市蚊屋343
		中学部		3年					中学部		3年		
		高等部	普通科	3年					高等部	普通科	3年		
琴の浦高等特別支援学校	知的障がい	高等部	生産流通科	3年	120人	東伯郡琴浦町大字赤碕1957の1	琴の浦高等特別支援学校	知的障がい	高等部	生産流通科	3年	120人	東伯郡琴浦町大字赤碕1957の1
			サービスビジネス科							サービスビジネス科			

(鳥取県立特別支援学校学則の一部改正)

第2条 鳥取県立特別支援学校学則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(第1学年への入学)	(第1学年への入学)
第17条 略	第17条 略

<p>2 前項の規定による志願は、次のいずれかに該当する者（琴の浦高等特別支援学校にあっては、第1号に該当する者）が行うことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>2 前項の規定による志願は、次のいずれかに該当する者が行うことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p>
---	---

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

鳥取県立学校管理規則及び鳥取県立特別支援学校学則一部改正の概要

1 規則の改正理由

琴の浦高等特別支援学校が平成 24 年 10 月 1 日に設置されることに伴い、鳥取県立学校管理規則及び鳥取県立特別支援学校学則について教育の対象とする障がい種別を定める等所要の改正を行う。

2 規則案の概要

(1) 鳥取県立学校管理規則の改正

- ① 琴の浦高等特別支援学校が教育の対象とする障がい種別等を以下のよう
に定める。(別表 2 関係)
 - ア 教育の対象とする障がい種別・・・知的障がい
 - イ 部科名及び学科名・・・高等部生産流通科及びサービスビジネス科
 - ウ 修業年限・・・3年
 - エ 収容定員・・・120人
 - オ 所在地・・・東伯郡琴浦町大字赤碕1957の1
- ② 琴の浦高等特別支援学校への入学志願者は、県内に居住している者とし、
入学者の通学区域は、県全域とする。(第4条第2号関係)
- ③ 琴の浦高等特別支援学校に寮を開設することから、新たに寮務主任を置
く。(第28条関係)
- ④ 施行期日は、平成24年10月1日とする。

(2) 鳥取県立特別支援学校学則の改正

- ① 琴の浦特別支援学校の第1学年への入学者については、県内に居住して
いる者(入学までに県内に居住する予定である者を含む)のみが志願でき
るよう定める。(第17条関係)
- ② 施行期日は、平成24年10月1日とする。

(参考 現行の鳥取県立特別支援学校学則)

第17条 第1学年に入学しようとするものは、別に定めるところにより、入学志願書(様式第3号)を校長に提出しなければならない。

2 前項の規定による志願は、次のいずれかに該当する者が行うことができる。

- (1) 県内に居住している者(入学までに県内に居住する予定である者を含む)。
- (2) 教育委員会が特別な事情があると認めた者